

小田原駅西口第2・東口自転車駐車場

事業者募集要項

平成30年6月

小 田 原 市

目 次

1	対象施設の概要.....	1
2	事業者が行う管理運営の基準.....	1
3	事業者が行う業務の範囲.....	1
4	貸付期間.....	1
5	経費及び利用料金、その他事項.....	2
6	応募資格.....	3
7	申請条件.....	4
8	申請書類.....	4
9	申請書提出方法及び提出期間.....	5
10	質問等に関する事項.....	5
11	貸付事業説明会の実施.....	5
12	申請に要する経費.....	6
13	申請書類等の情報公開.....	6
14	申請の辞退.....	6
15	事業者の決定等.....	6
16	事業者決定後の手続.....	7
17	留意事項.....	7
18	スケジュール.....	8
19	本要項に付随する書類.....	8

1 対象施設の概要

(1) 小田原駅西口第2自転車駐車場

- ① 所在地：小田原市城山一丁目566番10他
- ② 設置年月：平成15年12月
- ③ 敷地面積：176.42㎡
- ④ 設置目的：小田原駅周辺における自転車等の駐車に関する秩序を確立し、自転車等の利用者の利便を図ることにより、良好な生活環境を保持するため。
- ⑤ 施設内容等：別紙1【西口第2自転車駐車場概要】を参照

(2) 小田原駅東口自転車駐車場

- ① 所在地：小田原市栄町二丁目172番24の一部
- ② 設置年月：平成17年11月
- ③ 敷地面積：953.95㎡
- ④ 設置目的：小田原駅周辺における自転車等の駐車に関する秩序を確立し、自転車等の利用者の利便を図ることにより、良好な生活環境を保持するため。
- ⑤ 施設内容等：別紙2【東口自転車駐車場概要】を参照

2 事業者が行う管理運営の基準

- (1) 関係法令、契約書を遵守すること。
 - (2) 適切な人員配置等、計画的で効率的な運営を行うこと。
 - (3) 利用者等の意見を管理・運営に反映させること。
 - (4) 業務に関連した情報の公開について適切に対応すること。
 - (5) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- ※ 管理の基準に関する細目事項は、協議の上、契約で定めます。

3 事業者が行う業務の範囲

- (1) 自転車駐車場の使用の許可に関すること。
- (2) 自転車駐車場の施設、設備及び器具の維持管理に関すること。
- (3) 利用料金の徴収、還付に関すること。
- (4) その他、小田原駅西口第2及び東口自転車駐車場の管理運営に必要な業務。
- (5) 市長が必要と認める業務。
- (6) 具体的な業務内容及び履行方法については契約書等による。

4 貸付期間

平成30年12月1日から平成33年11月30日までとします。

ただし、契約を継続することが適当でないとするときは契約を取り消すことがあります。
また、市において対象となる用地を、公用または公共用に供する必要が生じた場合、若し

くは市以外の者が必要とすることを市が認めた場合には、契約を解除する場合があります（解除する場合には、6 か月前までに通告します）。

5 経費及び利用料金、その他事項

（1）管理に要する経費

① 自転車駐車場の管理運営に要する経費

（電話料、郵便料、光熱水費、燃料費等）

② 自転車駐車場の管理運営に伴う消耗品、備品及び修繕等の経費

③ 消費税等の公租公課

ただし、②のうち設備等の構造等に係る維持修繕費等については、市と協議の上費用負担を定めるものとします。

（2）使用料及び貸付料

4 か月ごとに指定した期日までに、次に記載する使用料及び貸付料を、市に納付していただきます。上乗せ貸付料については、自転車駐車場利用料金収入に対する割合等から事業計画書により提案してください。

① 土地使用料（行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例第2条）

② 設備等貸付料（小田原市財産規則第23条）

③ 上乗せ貸付料（提案により設定した貸付料）

（3）利用料金

自転車駐車場における利用料金の設定は、別紙1及び別紙2に記載する利用料金の範囲内とします。

（4）備品等の帰属

管理運営に係る必要な備品は、事業者が用意するものとします。

（5）個人情報保護

業務を行うに当たり、個人情報の保護を図るため、漏えい防止その他の個人情報の適正な管理について必要な措置を講ずることとします。

（6）情報公開

事業者が業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書等で事業者が管理しているものの公開については、別途、情報公開規定等を定めるなど適正な情報公開に努めていただきます。

（7）守秘義務

事業者は業務により知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用することはできません。契約期間が満了し、又は契約を取り消された後においても同様とします。

（8）賃借権の登記

契約を締結する場合において、賃借権に係る民法第605条（賃借権の対抗力）に規定する登記は行わないものとします。

6 応募資格

応募資格は、次の要件を全て満たす法人その他の団体とします。なお、法人格は必ずしも必要ありませんが、個人で申請することはできません。

(1) 単独で申込む場合は、次の条件を全て満たすこととします。

- ① 法人もしくは団体又はその代表者が次のいずれの事項にも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札の参加を制限されているもの。
 - イ 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（市長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）及び第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当することとなるもの。（ただし地方自治法施行令第122条及び第133条に該当する場合を除く。）
 - ウ 小田原市工事等入札参加資格者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止処分期間中であるもの。
 - エ 市税並びに県税及び国税を滞納しているもの。
 - オ 会社更生法第17条又は民事再生法第21条の規定による更生手続き又は再生手続きの開始の申立てがなされた場合、更生手続きの開始決定前又は再生計画の許可決定前であるもの。
 - カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）に該当するもの。
 - キ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体等に該当するもの。
 - ク 暴力団の構成員も若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものを役員に含む団体等に該当するもの。
 - ケ 本件の審査に係る事業者選定委員が経営又は運営に関与しているもの。
 - コ 契約期間中、小田原駅西口第2及び東口自転車駐車場の管理運営を円滑かつ安定して実施できないもの。
 - サ 労働者災害補償保険に加入していないもの。
- ② 市が出資している団体、または公益的な事業を実施している法人その他の団体であること。
- ③ 市内に本社、本店または本部を有していること。

(2) 共同事業体で申込む場合は、6（1）と併せて次の条件を全て満たすこととします。

ただし、代表以外の構成団体については、6（1）②の条件は除きます。

- ① 単独で応募していないこと。
- ② 代表となる法人等を定めていること。
- ③ 同時に複数の共同事業体の構成団体となっていないこと。
- ④ 代表となる法人等及び共同事業体を構成する法人等の変更は原則できないこと。
（ただし、共同事業体を構成する法人等については、業務遂行上支障がないと市

が判断した場合を除く。)

7 申請条件

申請団体は、業務説明会への参加を申請条件とします。

8 申請書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 事業者借受申請書(様式1)
- (2) 契約期間内における管理運営に関する事業者事業計画書(様式2)、収支予算書(様式3)、独自事業提案書(様式4)
- (3) 当該団体の定款の写し及び登記簿の謄本(法人以外の団体にあつては会則等)
- (4) 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録
- (5) 当該団体の前事業年度の事業報告書、その他業務内容を明らかにする書類
- (6) 納税証明書
 - ① 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - ② 法人市民税(法人でない団体にあつては代表者の個人市民税)及び固定資産税について直近2年度分の納税証明書
- (7) 労働者災害補償保険料納付済証明書
- (8) 身分証明書(法人にあつては代表取締役、法人以外の団体にあつては代表者)
- (9) 役員全員の氏名、読み仮名、性別、生年月日、住所を記載した書類

※ 小田原市暴力団排除条例(平成24年4月施行)第9条では、市は施設の管理を、暴力団又は暴力団経営支配法人等(以下、「暴力団等」という)に行わせてはならないと定めており、市は応募者が暴力団等でないことを確認するため、これらの情報を収集するもので、収集した情報については、神奈川県警察本部へ照会します。
- (10) その他市長が必要と認める書類
 - ① 申請者において様式2から様式4の要件を満たす書類を作成した場合は、これをもって当該様式に代えることができます。
 - ② 証明書類は、証明年月日が申請書類提出時の3か月以内のもので、それぞれの発行官公署において定めた様式によるものを使用してください。なお、複写機による写しでも差し支えありません。

※複数の構成団体による共同事業体で申請する場合

- | | | | |
|-----------------------------|-------|----|---|
| (1) 共同事業体協定書 | …………… | 様式 | 5 |
| (2) 共同事業体構成団体構成表(業務分担を示すもの) | …………… | 様式 | 6 |
| (3) 共同事業体委任状 | …………… | 様式 | 7 |

※共同事業体で申請する場合、8(1)～(2)に規定する書類以外は構成団体ごとに提出してください。

9 申請書提出方法及び提出期間

(1) 提出先

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地

小田原市市民部地域安全課生活安全係（市役所5階）

電 話 0465-33-1396（直通）

FAX 0465-33-1851（直通）

(2) 提出方法

地域安全課へ持参して下さい。（郵送、FAX、電子メールでの提出は認めない）

※来庁時間を前日の午後5時15分までに地域安全課へ電話等でご連絡ください。

(3) 提出期間

平成30年7月12日（木）から平成30年7月27日（金）まで

※提出書類の内容の確認を行いますので、申請団体の代表者又は代理人が持参して下さい。

※提出された申請書等はお返しできません。

(4) 提出部数

提出部数は、正本1部及び副本10部の合計11部とします。

10 質問等に関する事項

募集要項等に関する質問事項の受付については、次のとおりとします。

(1) 受付期間

平成30年6月22日（金）から平成30年6月29日（金）まで

(2) 質問方法

受付期間内に様式8を地域安全課までご提出ください（FAX、電子メール可）

※受付期間以外の提出や、口頭、電話等での質問は不可とします。

※FAX及び電子メールで質問票を送付した場合は、未到着等を防止するため、電話にてFAX及び電子メールの到着確認をしてください。

(3) 回答方法

回答は、平成30年7月9日（月）に、FAX又は電子メールにより業務説明会参加全団体に送信します。

11 貸付事業説明会の実施

事業内容、申請書類の記載方法等について説明会を開催します。申請予定の団体は、受付期間中に様式9をご提出ください（FAX、電子メール可）

※FAX及び電子メールで参加申込書を送付した場合は、未到着等を防止するため、平成30年6月22日（金）午前11時までに必ず電話にてFAX及び電子メールの到着確認をしてください。

※説明会に参加することが申請条件となっています。申請予定の団体は、必ず参加して

ください。

(1) 参加申込の受付期間

平成30年6月8日（金）から平成30年6月22日（金）まで

(2) 開催日時

平成30年6月25日（月）14時から

(3) 開催場所

小田原市役所 議会全員協議会室

(4) 施設見学

施設見学については、説明会終了後に開催を予定しています。施設見学会については任意参加としますので、希望される団体は様式9をご提出ください。詳細については、参加を希望される団体に別途連絡いたします。希望される団体がない場合は、施設見学は開催しません。

12 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請団体の負担とします。

13 申請書類等の情報公開

(1) 貸付業務の情報公開

貸付業務を行う上で作成又は取得した文書等で、事業者が管理しているものの公開については、事業者により別途情報公開に関する規程等を定めることとします。

(2) 申請書類等の情報公開

市に提出された申請書類等の選定に係る書類は、情報公開請求等により公開する場合があります。

14 申請の辞退

(1) 申請の撤回、修正

申請の撤回及び申請書類の修正は、軽微な修正を除き原則として認められません。

(2) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）により申し出てください。

15 事業者の決定等

(1) 事業者の決定

小田原市自転車駐車場事業者選定委員会が、提出された書類等及び面接（プレゼンテーション、質疑応答）により審査し、その内容により選定します。決定通知については、平成30年8月下旬までに、応募者全員に文書で通知します。また事業者の決定については、市ホームページで公開します。

※事業者による業務開始までの間に、事業者決定された者に事故等があった場合

は、選定されなかった申請者のうちから新たに決定する場合があります。

(2) 選定基準

- ① 事業によって得た収益で、実現可能で有益な中心市街地の活性化事業の提案がされていること。

※提案していただく事業は、小田原市の中心市街地活性化における継続的な目標である「交流人口の維持・増加」「定住人口の増加」「地域経済の促進」に寄与するものとし、歴史、文化、なりわいなどの地域資源の魅力を最大限活用し、まちなかの回遊促進が見込まれるソフト事業とする。

- ② 上乗せ貸付料について、高い貸付率が設定されていること。
- ③ 「小田原市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例」第4条（指定管理者の選定）及び第9条（秘密保持義務等）に準じて、適正に管理運営できるものであること。

ア 施設の平等利用について

事業計画書による施設の運営が、利用対象者の平等利用を確保することができるものであること。

イ 施設等の維持管理や利用者に対する配慮について

事業計画書による施設の維持管理が、適切な実施方法によるものであり、利用者の安全対策や事故防止、また防犯対策への配慮がなされていること。

ウ 施設の有効活用及び適正な管理運営経費について

事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理運営に係る経費が適正であると判断されること。

エ 管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力について

事業計画書に沿った管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。

オ 個人情報保護の適切な処理体制について

個人情報の保護に対する取扱いを適切に行える体制が整備されていること。

カ 社会貢献活動等に対する評価事項

地域活動への参加や市内在住者の雇用など、社会貢献活動がなされていること。

16 事業者決定後の手続

(1) 契約の締結

業務内容の詳細などについて、市と協議し契約書を締結します。

(2) 引継ぎ

事業者は、市と協議し、契約期間の始期から円滑に業務が実施できるよう、現管理事業者から事務を引き継ぎ、必要な準備行為を行うものとします。なお、引継ぎ及び準備行為に要する経費は、事業者の負担とします。

17 留意事項

事業者に決定された者が、契約の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その決定を取り消し、契約を締結しないことがあります。

- (1) 経営状況の急激な悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。
- (2) 著しく社会的信用を損なう等により、事業者として相応しくないと認められるとき。

18 スケジュール

募集から業務開始までのスケジュール

内容	期日
① 第1回委員会	平成30年4月24日(火)
② 募集要項等の配布	平成30年6月8日(金)～ 6月29日(金)
③ 説明会・見学会	平成30年6月25日(月)
④ 質問事項の受付	平成30年6月22日(金)～ 6月29日(金)
⑤ 質問事項への回答	平成30年7月9日(月)
⑥ 申請書類の受付	平成30年7月12日(木)～ 7月27日(金)
⑦ 書類審査	平成30年7月30日(月)～ 8月7日(火)
⑧ 暴力団排除条例確認	平成30年7月30日(月)～ 8月7日(火)
⑨ 第2回選定委員会	平成30年8月下旬
⑩ 事業者決定の通知	平成30年8月下旬
⑪ 契約書の締結	平成30年9月
⑫ 事業者による業務開始	平成30年12月1日

19 本要項に付随する書類

(1) 資料編

- ① 小田原駅西口第2自転車駐車場概要 …… 別紙 1
- ② 小田原駅東口自転車駐車場概要 …… 別紙 2
- ③ 使用料及び貸付料見込 …… 別紙 3

(2) 申請書類編

- ① 事業者借受申請書 …… 様式 1
- ② 事業者事業計画書 …… 様式 2
- ③ 収支予算書 …… 様式 3
- ⑤ 独自事業提案書 …… 様式 4
- ⑥ 共同事業体協定書 …… 様式 5
- ⑦ 共同事業体構成団体構成表 …… 様式 6
- ⑧ 共同事業体委任状 …… 様式 7

(3) その他

① 自転車駐車場事業者募集内容に関する質問票	様式	8
② 自転車駐車場貸付事業者説明会参加申込書	様式	9